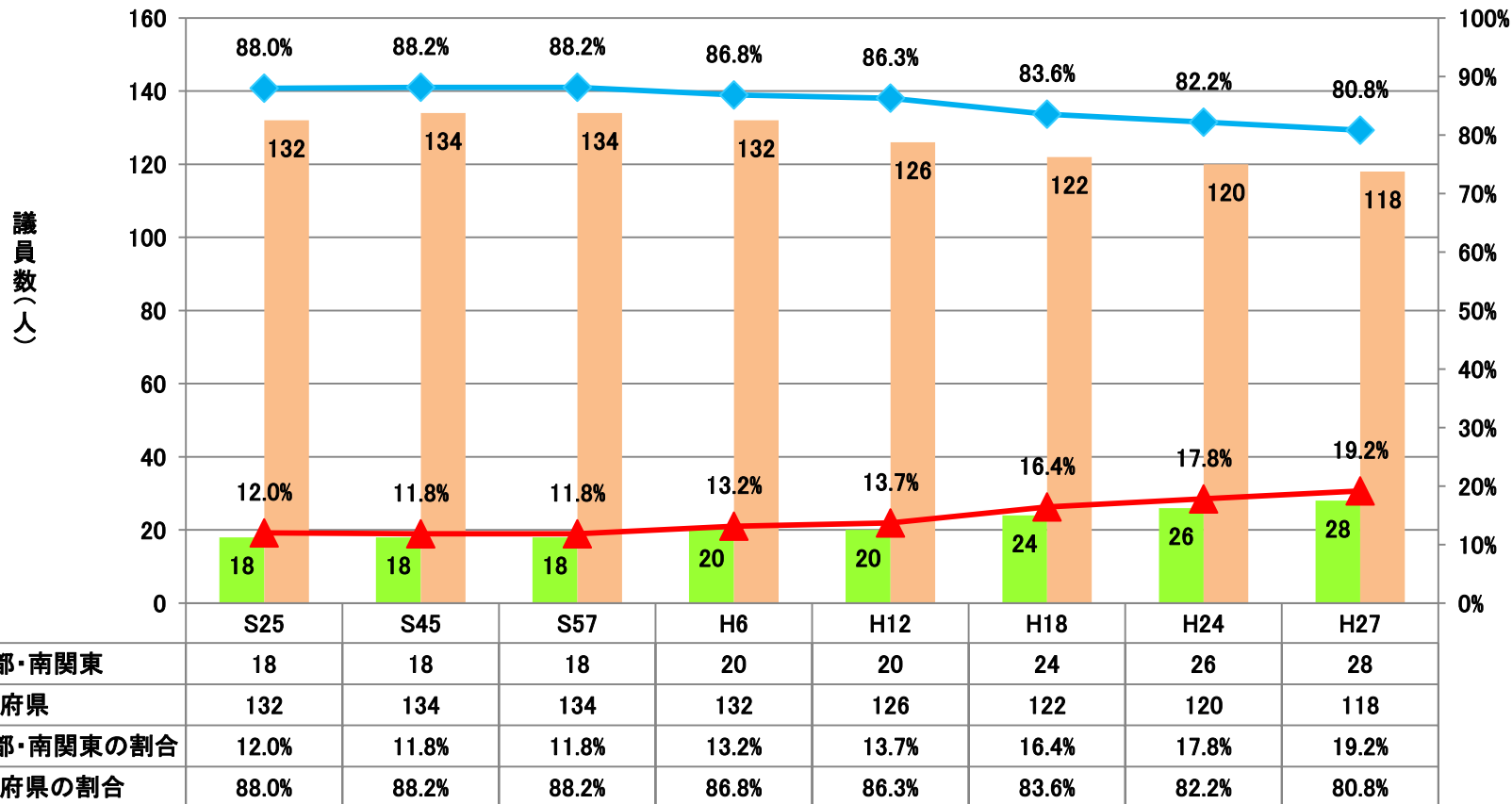


第1回地方分権に関する研究会

資料Ⅲ

- 首都圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、首都圏内の議員定数増が行われ、東京及び南関東ブロック選出議員比率の割合も増加。

①東京・南関東と東京・南関東を除く43道府県

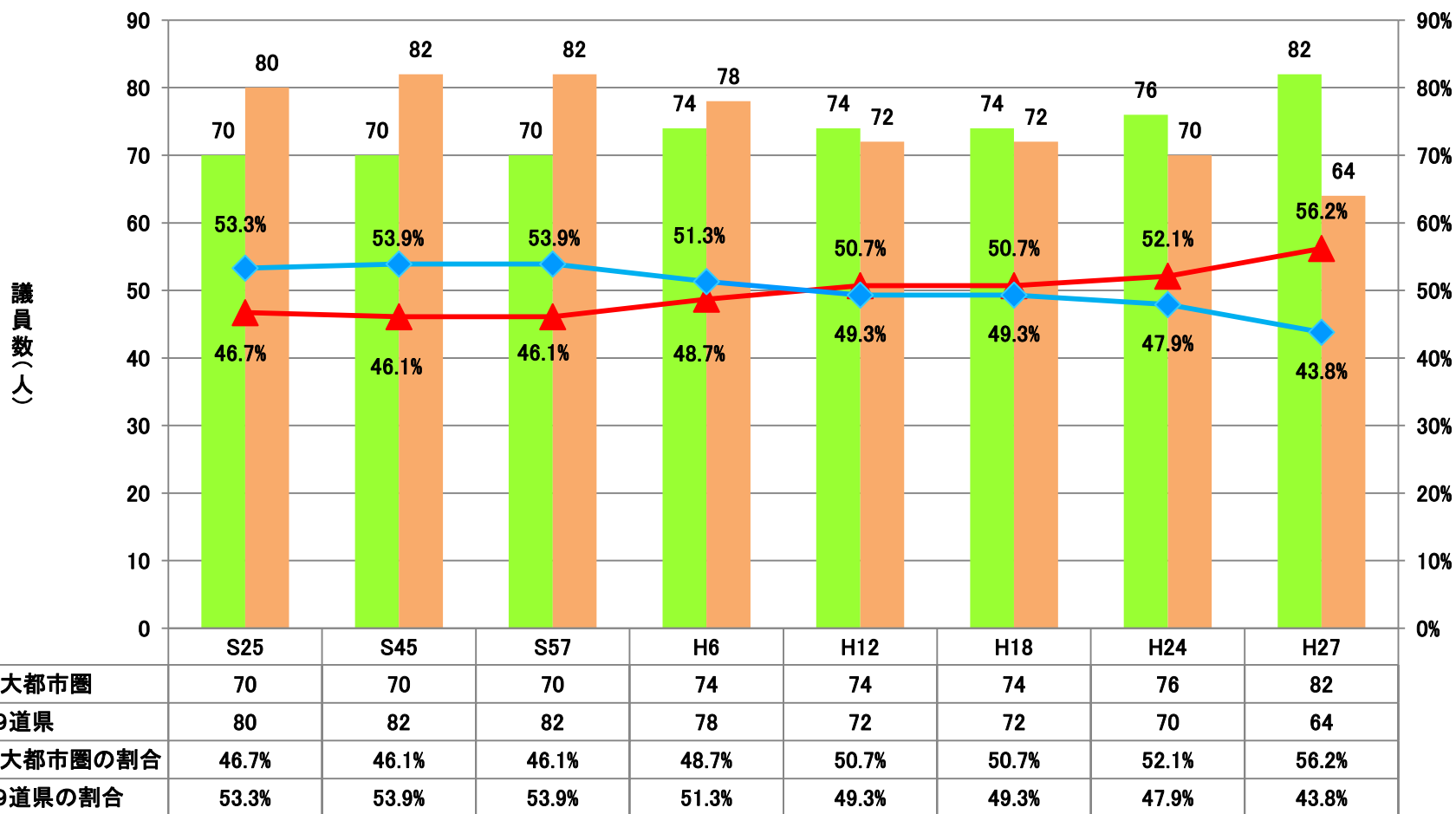


備考：南関東・・・千葉県、神奈川県、山梨県

資料（1）－② 参議院（選挙区選出）議員定数の推移

- 三大都市圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、議員定数増が行われ、三大都市圏選出議員の比率が過半数を占めている。

②東京・南関東・北関東・東海・近畿と三大都市圏を除く29道県



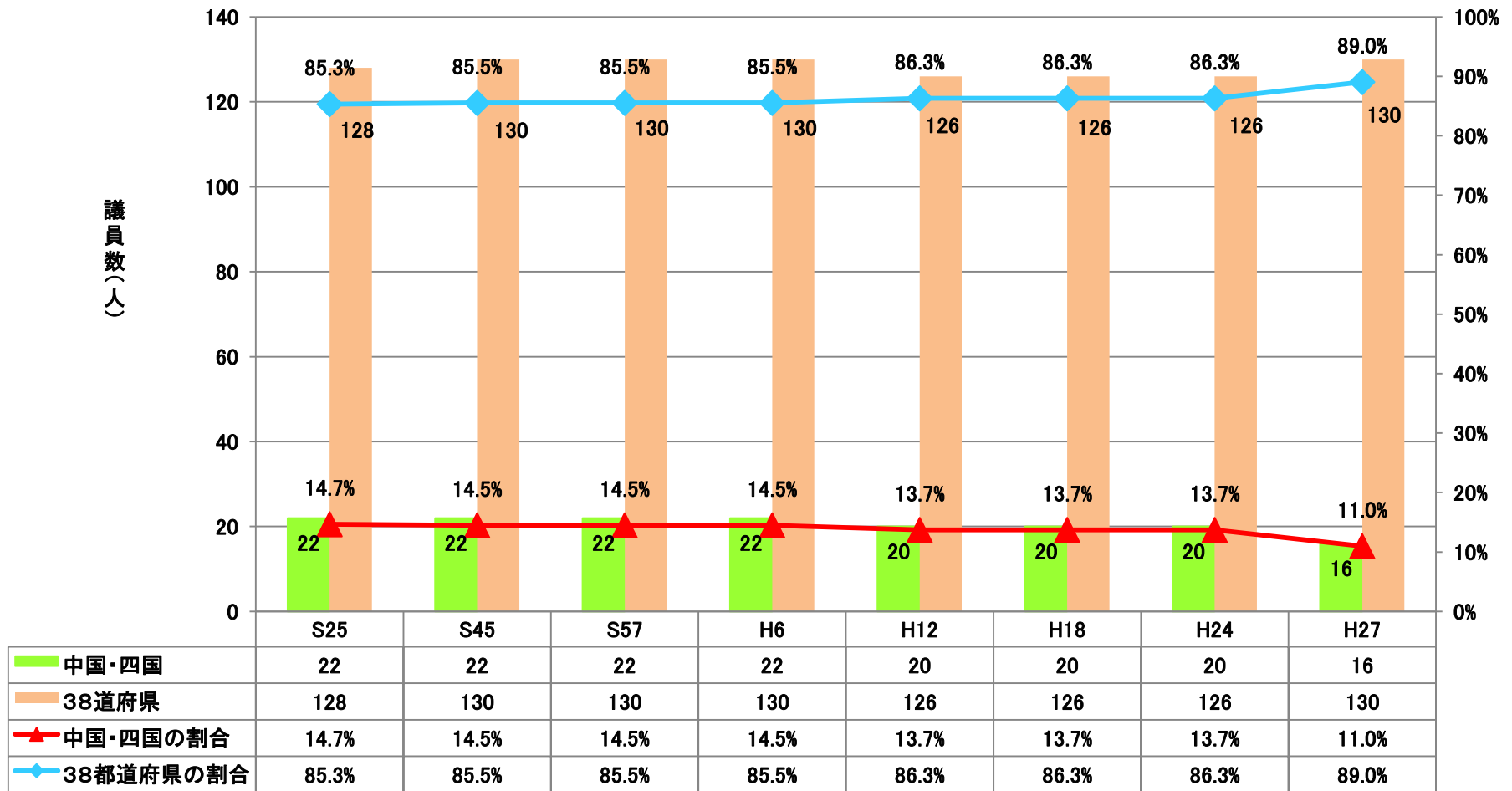
備考：南関東・・・千葉県、神奈川県、山梨県
東海・・・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

北関東・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
近畿・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

資料（１）－③ 参議院（選挙区選出）議員定数の推移

- 都市圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、中国及び四国ブロックでは、議員定数の削減が行われ、選出議員の比率も低下。

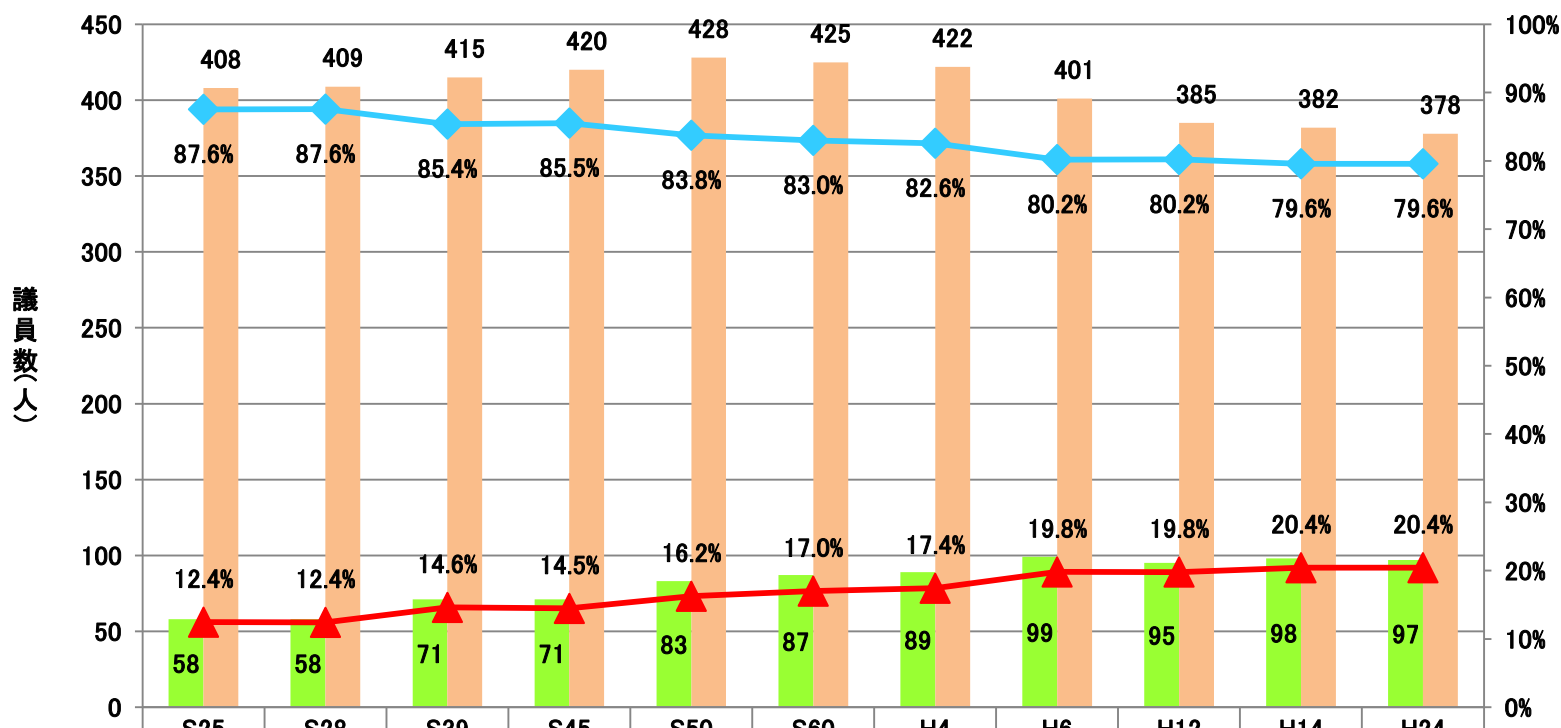
③中国・四国と中国・四国を除く38都道府県



備考：中国・・・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国・・・徳島県、香川県、愛媛県、高知県

- 首都圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、首都圏内の議員定数増が行われ、東京及び南関東ブロック選出議員比率の割合も増加。

①東京・南関東と東京・南関東を除く43道府県

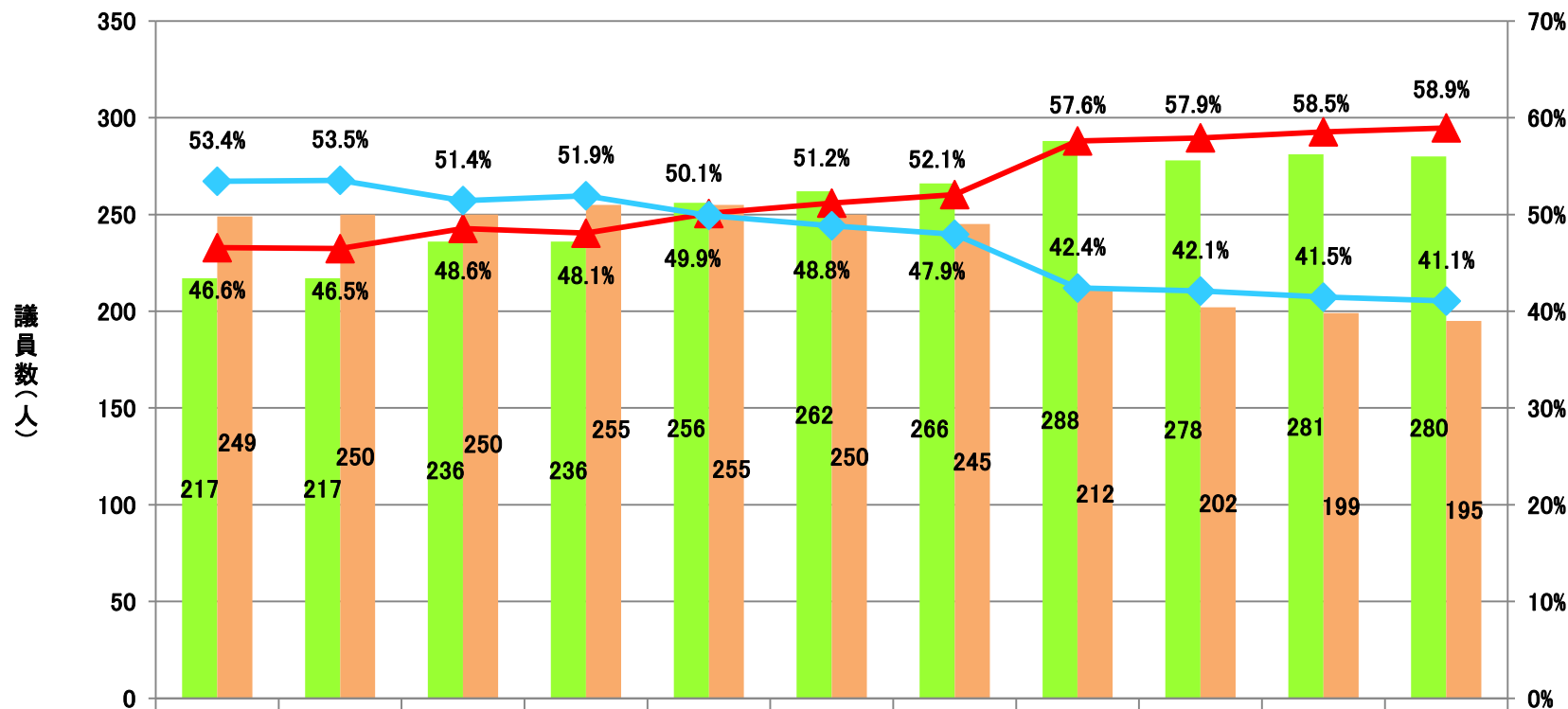


東京都・南関東	58	58	71	71	83	87	89	99	95	98	97
43道府県	408	409	415	420	428	425	422	401	385	382	378
東京都・南関東の割合	12.4%	12.4%	14.6%	14.5%	16.2%	17.0%	17.4%	19.8%	19.8%	20.4%	20.4%
43道府県の割合	87.6%	87.6%	85.4%	85.5%	83.8%	83.0%	82.6%	80.2%	80.2%	79.6%	79.6%

備考：南関東・・・千葉県、神奈川県、山梨県

- 三大都市圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、議員定数増が行われ、三大都市圏選出議員の比率が過半数を占めている。

②東京・南関東・北関東・東海・近畿と三大都市圏を除く29道県



■ 三大都市圏	217	217	236	236	256	262	266	288	278	281	280
■ 29道県	249	250	250	255	255	250	245	212	202	199	195
▲ 三大都市圏の割合	46.6%	46.5%	48.6%	48.1%	50.1%	51.2%	52.1%	57.6%	57.9%	58.5%	58.9%
◆ 29道県の割合	53.4%	53.5%	51.4%	51.9%	49.9%	48.8%	47.9%	42.4%	42.1%	41.5%	41.1%

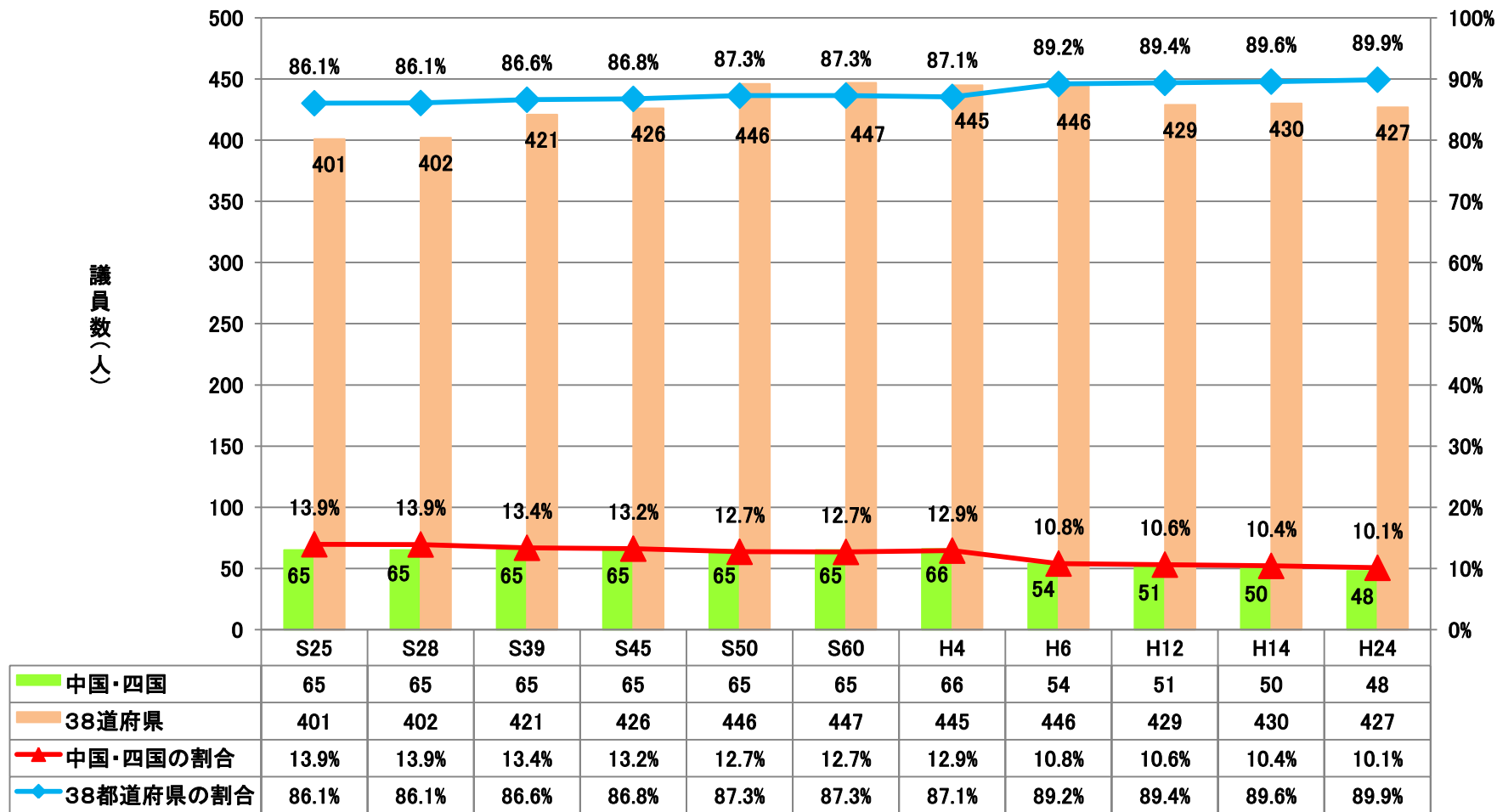
備考：南関東・・・千葉県、神奈川県、山梨県
東海・・・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

北関東・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
近畿・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

資料（2）－③ 衆議院議員定数の推移

- 都市圏への人口集中等により、数次に亘る議員定数の改正が実施。
- その結果、中国及び四国ブロックでは、議員定数の削減が行われ、選出議員の比率も低下。

③中国・四国と中国・四国を除く38都道府県



備考：中国・・・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国・・・徳島県、香川県、愛媛県、高知県

フランス

・2003年: 共和国の地方分権化に関する憲法改正

- － 共和国の基本理念を定めた憲法第1条に共和国の地方分権化に関する一文を追加
- － 州を憲法上の地方公共団体として位置づけ
- － 地方公共団体の財政自治の強化 等

・2010年: 地方団体改革委員会(バラデュール委員会)報告に基づく改革

- フランス地方制度の行政階層の過剰及び各階層の団体数の過剰を問題とし、単純化・合理化
 - － コミューン間協力公施設法人(EPCI)の合理化・再編
 - － 広域自治体(県・州)の県州兼任議員制度の導入(実施されることなく廃止) 等

ドイツ

・2006年: ドイツ基本法改正による連邦制度改革

- － 連邦法の一部※について、連邦参議院の同意が不要化。代わりに、州に連邦法の規制から離脱できる制度が創設。
(※連邦法執行に係る州固有事務について、その行政手続き等に関する事項は連邦法で規定)
- － 州の立法権限の拡大と、連邦・州の立法権限に係る相互の責任の明確化。

イギリス (イングランド)

・2000年: 2000年地方自治法(Local Government Act 2000)による改革

- － 全ての自治体(人口8万5千人未満除く)が、3つの地方自治体構造モデル(①「リーダーと内閣」制、②「直接公選首長と内閣」制、③「直接公選首長とカウンシル・マネージャー」制※)のいずれかを選択することを義務づけ。
(※2007年地方自治法により廃止。)

・2011年: 2011年地域主義法(Localism Act 2011)による改革

- － 全ての自治体が、従来の「委員会」制を再び選択可能化。
- － 地方自治体に対し、「包括的権限(general power of competence)」を付与。
- － 都市圏への分権を目的とし、2つ以上の地方自治体で構成される合同行政機構を創設。

諸外国の国家体制及び地方公共団体の概要

【凡例】

- (1) 二重線枠で囲まれた地方公共団体は、憲法に明記されている地方公共団体である。
- (2) 平均面積及び平均人口は、各国の面積及び人口を各国の広域自治体及び基礎自治体の数で除した数である。
- (3) 地方公共団体の団体数・平均面積・平均人口の表中右肩の数値は、日本の広域自治体（都道府県）及び基礎自治体（市町村）の数値を1とした場合の数である。

フ ラ ン ス

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 3層制

中央政府

地方公共団体

○中央
・大統領制

○地方機関

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 1999)
547,000	58,520

地方長官
派遣

地方長官
派遣

市町村長 =
国の機関

《広域自治体》

レジオン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び副議長（副議長不在時は常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員）により構成）と議会。

団体数 (1999)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
26	0.55	21,038	2.62	2,251	0.83

デパルトマン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員により構成）と議会。

団体数 (1999)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
100	2.13	5,470	0.68	585	0.22

《基礎自治体》

コミューン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議会議長=市町村長（メー）及びメーに続いて議員から選出される助役により構成）と議会。

団体数 (1999)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
36,565	12.47	15	0.12	1.6	0.04

(注1) 共和国の地方公共団体は、市町村(communes)、県(département)、州(régions)、特別地位を持つ公共団体(collectivités à statut particulier)、ならびに第74条に定められた海外公共団体(collectivités d'outre-mer)である。その他の地方公共団体はすべて、必要な場合には本項に記載された1ないし複数の地方公共団体の代わりとしてその場所に、法律によって設けられる。(憲法第72条第1項)

※ 州は1980年代の地方分権改革の中で地方自治体として位置付けられた。また、2003年の憲法改正により、州は憲法上も地方公共団体として位置付けられた。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002.1)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂1998)

イギリス

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 1層制と2層制が混在

中央政府

地方公共団体

- 中央
 - ・議院内閣制
- 地方機関

※基礎データ
(全体)

面積 (km ²)	人口 (千人 2001)
243,000	58,840

(イングランド地方)

	面積 (km ²)	人口 (千人 2002)
カウンティ	109,074	22,887
ロンドン区	1,585	7,203
大都市圏ディストリクト	6,975	10,819
ユニタリー	12,941	8,253

《広域自治体》

GLA (ロンドン庁)

・執行機関と議決機関：
公選の首長と議会。

団体数 (2002)	面積 (km ²)	人口 (千人)
1	0.02	1,585
	0.20	7,203
		2.97

《基礎自治体》

ロンドン区/シティ

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
33	0.01	48
	0.37	218
		5.07

カウンティ

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
34	0.72	3,208
	0.40	673
		0.25

ディストリクト

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
238	0.08	458
	3.55	96
		2.23

大都市圏ディストリクト

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
36	0.01	194
	1.50	301
		7.00

ユニタリー

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
46	0.02	281
	2.18	180
		4.19

(注1) イギリスには憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

(注2) 地方公共団体は、イングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのみの1層制、北アイルランド地方はディストリクトのみの1層制である。

(注3) 基礎自治体の下部行政単位として、法律上の地方公共団体であるパリッシュと呼ばれる地域自治組織が存在する。パリッシュは、教会の教区に起源を有し、半独立的な性格を持つ。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、自治体国際化協会『諸外国の地域自治組織』(2004.5)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)。

イ タ リ ア

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 3層制

中央政府

地方公共団体

○中央

・議院内閣制

○地方機関

・中央政府地方局

地方長官
派遣

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2001)
301,000	57,840

市町村長 =
国の機関

《広域自治体》

レジオーネ

・執行機関と議決機関

理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数 (2002)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
20	0.43	15,050	1.87	2,892	1.07

プロヴィンチア

・執行機関と議決機関

理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数 (2002)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
103	2.19	2,922	0.36	562	0.21

《基礎自治体》

コムーネ

・執行機関と議決機関

理事会（直接選挙により選出される市町村長(シンダコ)とシンダコにより任命される理事から構成）と議会。

団体数 (2002)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
8,101	2.76	37	0.29	7.1	0.17

(注1) 共和国は、市町村(コムーネ)、県(プロヴィンチア)、大都市、州(レジオーネ)及び国に区分される。(憲法第114条第1項)

(注2) コムーネ及びプロヴィンチアには、行政各部の部長を指揮し、日常的行政執行の監督・調整を行う書記(国家公務員)が中央政府から派遣されている。

スウェーデン

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

中央政府

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・レーン府

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2000)
450,000	8,940

地方公共団体

《広域自治体》

ランスティング

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会（執行機関）が置かれる。

団体数 (2003)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
20	0.43	22,500	2.80	447	0.17

《基礎自治体》

コミュニン

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会（執行機関）が置かれる。

団体数 (2003)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
290	0.10	1,552	12.03	31	0.72

(注1) スウェーデン王国には、基礎的自治体と地域的自治体がある。自治体における決定権は、選挙された議会が行使しなければならない。(憲法第7条第1項)

韓 国

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

中央政府

○中央

- ・大統領制

○地方機関

- ・特別地方行政機関

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2002.12)
99,274	47,786

(注1) 地方自治団体の種類は、法律で定める。(憲法第117条第2項)

(注2) 基礎自治体の下部組織として、邑・面・洞等の地域自治組織が存在する。

地方公共団体

《広域自治体》

特別市・広域市・道

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数(2003)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
16	0.34	6,205	0.77	2,987	1.11

《基礎自治体》

市・郡・自治区

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数(2003)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
234	0.08	424	3.29	204	4.74

ド イ ツ

国家体制 = 連邦国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

中央政府

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・地方支分部局

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2003)
357,000	82,540

州 (16 団体 2003.1)

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・行政管区

地方公共団体

《広域自治体》

クライス (=州の下級行政官庁)

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2001 末)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
323	6.87	1,105	0.14	256	0.09

《基礎自治体》

ゲマインデ

- ・執行機関と議決機関：議会の議長を兼ねる公選首長と議会。

団体数 (2001 末)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
13,532	4.62	26	0.20	6.1	0.14

(注1)…州、郡及び市町村においては、国民は、普通、直接、自由、平等、秘密の選挙に基づく代表機関を有しなければならない。郡(クライス)及び市町村(ゲマインデ)の選挙においては、ヨーロッパ共同体の構成国の国籍を有する者も、ヨーロッパ共同体法に基づいて選挙権及び被選挙権を有する。…(憲法(基本法)第28条第1項)
市町村(ゲマインデ)は、地域的共同体のすべての事項について、法律の範囲内で自らの責任において規律する権利を保障されなければならない。市町村連合も、法律の定める権限の範囲で、法律に基づいて自治を行う権利を有する。自治の保障には、財政の自己責任の基礎も含まれる。(憲法(基本法)第28条第2項)